

【重要事項説明書別紙1】

居宅介護支援料金表

【居宅介護支援費】

	要介護度	単位数	利用料
居宅介護支援費Ⅰ (取扱件数45件未満)	要介護1、2	1086単位	12,380円/月
	要介護3、4、5	1411単位	16,085円/月

【その他加算】

項目(単位数)	算定要件	利用料
特定事業所加算Ⅲ (323単位)	主任介護支援専門員を一人以上配置、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	3,682円/月
初回加算 (300単位)	新規に居宅サービス計画を作成した場合、要介護状態区分が2段階以上変更になった場合	3,420円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ) (250単位)	病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供していること(1ヶ月に1回を限度)	2,850円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ) (200単位)	訪問以外の方法で、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供していること(1ヶ月に1回を限度)	2,280円/月
退院・退所加算Ⅰ1 (450単位)	退院・退所にあたって病院等から利用者に関する情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院入所中に1回を限度)	5,130円/回
退院・退所加算Ⅰ2 (600単位)	退院・退所にあたって病院等から利用者に関する情報提供をカンファレンスにより1回受けた場合(入院入所中に1回を限度)	6,840円/回
ターミナルケアマネジメント加算 (400単位)	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保し必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合	4,560円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 (200単位)	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1ヶ月に2回を限度)	2,280円/回
通院時情報連携加算 (50単位)	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合。(1ヶ月に1回を限度)	570円/回

【交通費】

- ・通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
- ・それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費を負担していただきます。

【その他】

- ① 居宅介護支援利用料は、要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降、1ヶ月あたり表面の金額になります。
- ② 地域区分は1級地のため、1単位に11.40円を乗じた金額になります。
- ③ 法定代理受領により、当事業所の居宅介護支援費及び加算料金に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- ④ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合はいったん1ヶ月あたりの当該料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日区役所の窓口へ提出していただきますと差額の払戻しを受けることができます。

【重要事項説明書別紙2】

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等）の各サービスの利用割合。

訪問介護	48.9%
通所介護	30.8%
地域密着型通所介護	15.8%
福祉用具貸与	71.8%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

サービス種類	事業所名	割合	事業所名	割合	事業所名	割合
訪問介護	滝野川ホームヘルプサービス	45.0%	ケアリツ十条	41.9%	訪問介護事業所 人	6.8%
通所介護	グッドデイサービス こうよう	42.4%	デイサービス あすか	11.5%	ツクイ板橋	11.5%
地域密着型通所介護	みよかデイサービス 滝野川	34.1%	リハデイSKIP 滝野川	25.9%	リハビリサポート きむら	14.1%
福祉用具貸与	(株)トカイ足立	12.4%	(株)ヤマシタ	11.9%	福祉用具事業所 えびす	11.7%

令和 年 月 日

利用者(または代理人) 住所 _____

氏名 _____

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____